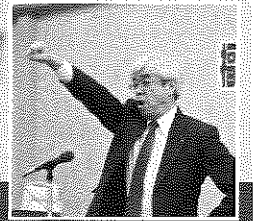


福島県 教育新聞

発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 角田 政志
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

福島県教職員組合第253回中央委員会 2月16日開催 2019年度 春闘に向けて!



2018秋季年末闘争等の中間総括と19春闘を取り巻く情勢と当面の取り組みの確認。

委員長あいさつから

- 19春闘では、「働き方改革」も大きな要素。
- 中教審の答申、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の問題点
 - ・勤務時間管理の徹底の必要性を強調。県教組も客観的把握を今後も強く求める。
 - ・「限定4項目」以外の業務に従事した時間は、「自主的・自発的勤務」であったが、「労働法上の時間管理の対象」で、「包括的な職務命令に基づいた校務」。「賃金は支払われないが、勤務時間である」という矛盾がある。
 - ・「上限規制」を「時間外勤務許容時間」とさせない。過剰な業務量の削減を求める。
 - ・変形労働時間制でも、総勤務時間は変わらない。導入反対を明確にして交渉を進める。
- 授業の持ち時数の削減。標準授業時数は「標準」の扱い。教職員定数増員を一層求める。
- 「ふくしま学力調査」の事前練習の動きに抗議。県教組として反対していく。
- 「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンの下、憲法改悪阻止、原発災害に脅かされ続けている、子どもと教職員の人権の保護と回復、教育条件・環境の改善など、多くの課題に対し、具体的な取り組みを進めていく。組織強化・拡大を進め、みんなで前進しよう。



議案書 文言訂正【P 3右16~17行目 (四角枠内)】

○2020年度条例・規則改正、21年度から実施可能とする文科省日程案



訂正 ○国家公務員の措置等を踏まえ、2019年4月1日から適用

- 修正案3本 第94回定期大会方針の主旨を含むと理解の上、取り下げ。
- 1~4号議案を可決、5号議案は承認。

討論の主な内容

- ・多忙な学校現場の状況
- ・組織拡大についての分会、支部での取り組み
- ・教員不足・講師不足について、現状と免許更新制の問題点
- ・労安体制に向けての取り組み
- ・県教組のあり方について
- ・インクルーシブ教育の取り組み・ふくしま学力調査について



組合の力です

☆非常勤講師にも有給の結婚休暇(7日以内)が新設されました。
「福島県教育庁等の特別職に属する職員の任用等に関する取り扱い要綱」の改正による。
(2019年1月1日から施行)

～日政連推薦～

参議院議員候補予定
みずおか俊一さん

教職員の声を国政へ



1.11東日本大震災の際には、福島県教組と共に県内の被災地を回り、支援活動に携わりました。国会で教職員の働き方改革の口火を切った方です。

「福島からの発信・活動等支援基金」支援による教育実践

「ぼくたちの力で浪江町を発信」

～二本松の針道校舎から浪江町に思いを寄せて～ (浪江中学校3年)

1 学年	「ふるさとを知ろう」
2 学年	「ふるさとに学ぼう」
3 学年	「ふるさとに生かそう」

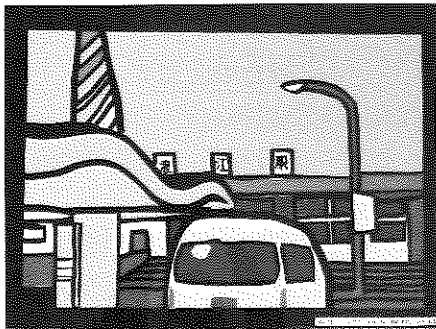
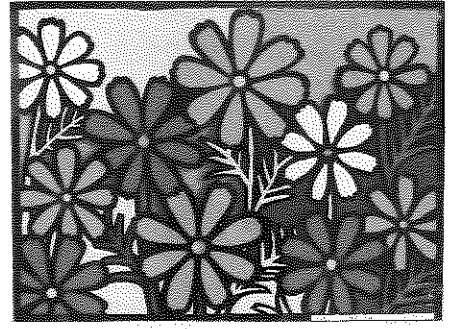
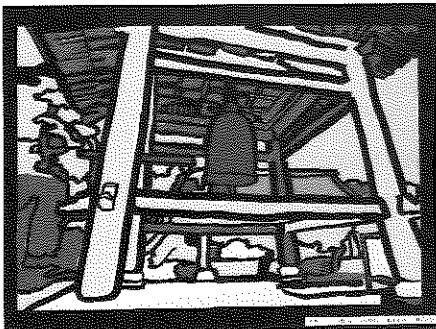
浪江中学校では、双葉郡全体で取り組んでいる「ふるさと創造学」に関連させて、「ふるさと浪江」を大テーマにして、総合学習を進めています。

今年度の3学年では、今年度限りで休校になることから、自分たちが二本松の針道校舎で学んだ足跡を残したいということになりました。そこで、「浪江町のよさ」を「絵」に描いて、それを役場に展示してもらい、町民や県内外の方に見てもらおうということになりました。それに加えて、ARの技術を使って、自分たちが作成した「説明」のスライド動画も見ることができるようになりました。

※AR:「拡張現実感 (Augmented Reality)」の略。カメラで撮影した現実の映像に文字や画像などの情報を重ねて表示するもの。

当初は、15の「浪江町のよさ」を発信する予定でしたが、時間的なこともあり「大聖寺」「カモメ」「コスモス」「浪江駅」「サンプラザ」「請戸川リバーライン」「請戸漁港」「大堀相馬焼」までしかできませんでした。完成しなかった「サケ」「日山」「十日市」「安波祭」「津島三匹獅子」「まち・なみ・まるしえ」「なみえ焼きそば」については、できれば今年度開校した「なみえ創成」に引き継いでいければと思っています。作成した絵は浪江町役場にすでに展示してもらっています。絵をもとにして作成したポストカードは、今後県内外に配付する予定です。

この活動を進めるには、IT会社との契約、ポストカードの印刷代など、それなりの経費が必要でした。その費用については、公益財団法人日本教育公務員弘済会と福島県教職員組合による「福島からの発信・活動等支援基金」を活用させていただきました。ありがとうございました。



※右下のQRコードをスマホかタブレットで読み取るか、検索をし、「COCOAR2」というアプリをダウンロードをしてインストールしてください。起動し、メッセージにしたがって、それぞれの絵をスキャンすると、その絵について説明するスライド動画を見ることができます。



実践に託した思い

浪江中教諭 柴口 正武

浪江中学校が休校になりそうだということを知ったのが昨年度末。今年度始めに、子どもたちに「自分たちの足跡を残そう」と、なげかけたことから始まり、広がった活動でした。

浪江中は、二本松市針道地区の閉校となった旧針道小学校の校舎で2011年8月に再開しました。今年度までの8年間で、今年度卒を含めて96人の子どもたちが針道校舎の浪江中を卒業しました。本来過ごすはずだった浪江町から30km離れたこの針道校舎で、浪江中の子どもたちの生活、歩みは、確かに進んでいました。

その8年間の浪江中の歩みを、原発政策の中で「なかったこと」にだけはしたくありませんでした。同じ思いで、双葉支部で「教材ふたば」の取り組みを進めようとしたのですが、なかなか組織的な取り組みにまでは至っていません。それでも、各学校が、各個人が、震災や原発事故に対する授業や活動を展開してきました。

浪江町には新しい学校ができました。その学校が大々的に取り上げられて、諸行事が報道で扱われていく陰で、休校に向かう浪江中学校への関心は低くなっていくのを感じました。しかし、休校が決まっても、たった4人の少ない人数であっても、そこには豊かな学びが存在しており、この8年間も存在してきました。その豊かな学びは、針道校舎で生活した96人の子どもたちと、そこに寄り添った教職員が築いてきたものです。

休校を迎える今だからこそ、「絵」を町内に残し、浪江町を発信すると同時に「子どもたちの学び」も発信して、県内外に「浪江中学校 針道校舎」を残したかったのです。それは「原発事故をなかったことにはさせない」ための具体的な実践であるとも思います。教育活動ながらも、今回の「僕たちの力で浪江町を発信」の活動は、「原発事故をなかったことにはさせない」という思いに加えて、浪江町を離れたままで中学校を卒業していく、または卒業した子どもたちの姿を残していきたいという願いも込められています。

今回の活動では、浪江町でのフィールドワークを行い、町民へのインタビューなどもし、復興の様子を感じることもできました。しかし、フィールドワークを行った子どもたちは、今後も中通りに住み続けます。取り残される避難者の姿と子どもたちの姿がだぶって映ります。



〈浪江町の状況〉

浪江町は震災後、二本松市の旧下川崎小学校に浪江小学校と津島小学校、旧針道小学校に浪江中学校を再開し、授業を行っている。他の小中学校は現在まで臨時休校となっている。今年度、新設校としてなみえ創成小学校となみえ創成中学校が、浪江町内の元浪江東中学校の校舎を利用して開校した。なみえ創成小・中ともに、子どもの数は少ない中での開校であった。

浪江町の2つの中学校の教職員は、5つの教科の教員が二本松と浪江を行き来しながら授業を行っている。浪江と二本松の距離は40kmもあり、南相馬市から通勤している人は二本松まで60kmもの遠距離となる。中学校の教員だけでは足りず、なみえ創成小学校の教員が、なみえ創成中学校の英語と音楽を担当している状況である。

二本松市の浪江中学校は、2019年度、休校となる。(教育新聞第2096号2018年6月25日発行参照)

福島県教職員組合「福島からの発信・活動等支援基金」

この基金は、2011年度から15年度まで実施していた「福島県東日本大震災遺児奨学金」を引き継いだものである。今も続く原発災害の中での学校活動、生活などを、児童・生徒等が県外に向けて発信することを目的とした活動をする学校、団体に対して、活動の一助とするための支援金を給付することにより、福島県の教育振興に寄与することを目的としている。今年度は、8団体に給付されている。

子どもの権利委員会

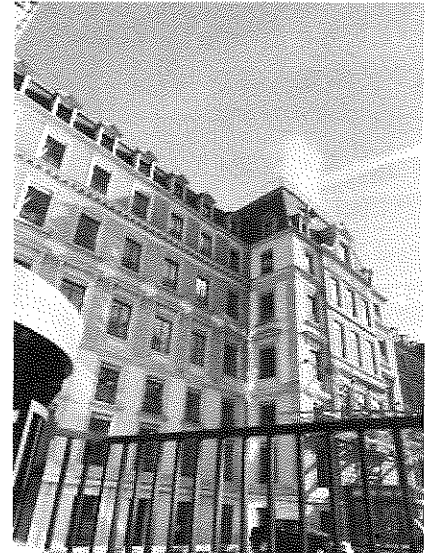
第4・5回統合日本政府報告審査傍聴行動参加報告

子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議日教組代表団
(県教組からは、山家副委員長が参加)

子どもの権利委員会とは？……国連の委員会の一つで、委員は世界各国から選出された、法律・外交・教育などの専門家。

日本は、子どもの権利条約を1994年に批准し、5年ごとに条約の実効状況を子どもの権利委員会に報告する。委員会では、報告内容を審査し、勧告を出す。各国は勧告に従い、条約を実際の政策に活かしていく。2017年6月、第4・5回日本政府報告を提出。2019年1月日本政府報告審査が行われた。

日本政府の報告は、委員会より求められた子どもの現状を明らかにするデータ等を示すものになっていない。それどころか、逆に「(学校の高度に競争的な環境が子どものいじめ・不登校等を助長しているという認識を委員会が持ち続けるのであれば) その客観的な根拠について明らかにされたい。」と委員会に迫るなど、第1回目以降、繰り返し委員から受けていた指摘・勧告に対して真摯に対応しているとは言えない姿勢が窺える。



子どもの人権委員会
会場「パレ・ウィルソン」 ジュネーブ

日本政府報告の回答について

日本政府報告では、福島についてほとんど取り上げていませんでしたが、委員からの質問に対して、次のように応えています。(回答を要約)

- 事故後、子どもの安全安心を確保するために、事務連絡と当面の対応を行い、2011年8月、線量を低減するため、学校生活での被曝量を年間1ミリシーベルトとした。
 - 2011年10月以降、放射線に関する児童・生徒の理解を深めるために、学校に副読本を配布し、その活用のために、教職員に対する研修を行った。また、児童・生徒への出前授業を行い、啓発に努めた。
 - 原子力規制委員会では、適切にモニタリングを行い、情報を提供、安全・安心を確保している。
 - どのような、長期的な保健上の影響があるか、県でつくっている福島健康調査基金により、被曝量や子どもの甲状腺検査、健康診断を行っている。サポートセンターを福島県立医科大学におき、相談に応じている。
 - 避難生活でのトラブル、いじめなど、震災に起因する偏見差別をなくそうと呼びかけている。仮設住宅に人権訪問をし、人権侵害の事実があれば対応している。また、被災した子の心のケアが重要と考え、学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置し、心のケアに努めている。
 - 避難解除の市町村へは、パブリックミーティングを実施し、被ばく線量の発表や地域住民との対話を楡葉町で20回、南相馬で15回も行っている。日本政府は、この地域の活性化のため努力している。再建のための責任をとり続け、戻りたい・再建したい人のために最大限のことをやっている。
- 再度、福島の現状を尋ねる委員に、「福島には避難していない、クリーンな地域がある。誤った情報が流れている。」と切り捨て、その件についての回答を終えました。

日本政府からは外務・法務・厚労・文科省、警察庁、内閣府の担当者が参加していました。どの省庁担当者も、質問によっては、報告書にあることを繰り返し、また、施設やリーフレットをつくったというアピールばかりで、憲法の理念の一つである「基本的人権の尊重」を推進しようとの意識が高いとは思いませんでした。

原発事故については、今も避難して苦しい思いをしている人々の思いとは裏腹に、責任の所在も明確にせず、もう終わったかのような口ぶりに、今後も福島から人権保障を発信していくことの必要性・重要性を改めて感じました。